

I 災害補償制度の体系

1 災害補償の意義

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生するものとされていることです。民法上の損害賠償が原則として過失主義をとっていることと、この点において異なります。

また、通勤による災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なります。

さらに、災害補償制度は、一部に年金が採り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業をも行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度であって、賠償責任保険とは異なった制度となっています。

2 対象となる職員

地方公務員の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、常勤職員については、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）の規定により、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）がその実施に当たり、非常勤職員については、労働者災害補償保険法による場合と、法に基づく各団体の条例や消防団員等公務災害補償等責任救済等に関する法律、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律などの法令に基づく各団体の条例により、地方公共団体等が補償を実施する場合があります。

これらの関係法令等の適用関係及び補償実施機関をまとめてみると、次頁のとおりです。

（注） 「常勤職員」には、常時勤務に服することを要する職員のほか、「常勤的非常勤職員」といって常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者を含みます。

また、常時勤務職員だけでなく、次の短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）についても、常勤職員に準ずる者として、対象となる職員としています。

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者）
- ・ 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条）
- ・ 任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条）
- ・ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項）

○災害補償制度の適用関係

常勤・非常勤の別	職	対象者	適用法令等	補償実施機関
常勤 〔 短時間勤務職員・ 常勤的非常勤含む 〕 職員	特別職	知事・市町村長・一部事務組合管理者 副知事・副市町村長 監査委員 企業管理者 教育長	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
	一般職	会計管理者 一般職員 教員 警察職員 消防吏員 企業職員 船員		
非常勤職員	特別職	議会の議員、監査委員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員、民生委員等の法令の適用を受けない者（労働基準法別表第1に掲げる事業所（以下「労基法別表事業所」という。）以外の事業所に勤務する者）	地方公務員災害補償法に基づく条例（法69条）	地方公共団体
		消防団員及び水防団員	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に基づく条例	
		学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例	
	一般職	会計年度任用職員等（他の法令の適用を受けないもの）	地方公務員災害補償法に基づく条例（法69条）	地方公共団体
会計年度任用職員等（労基法別表事業所に勤務する者）		労働者災害補償保険法	国（厚生労働省）	

外郭団体等（財団法人等）に派遣されている職員が、派遣先の業務遂行中に被った災害については、一般的には地方公務員災害補償法ではなく、派遣先の団体で加入する労働者災害補償保険法が適用されます。

参考

◆ 労働基準法

別表第1

- 1 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 2 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 3 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 4 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 5 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 6 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 7 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 8 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 9 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 10 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- 11 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 12 教育、研究又は調査の事業
- 13 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 14 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 15 焼却、清掃又はと畜場の事業

◆ 労働者災害補償保険法

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業を除く。）については、この法律は、これを適用しない。

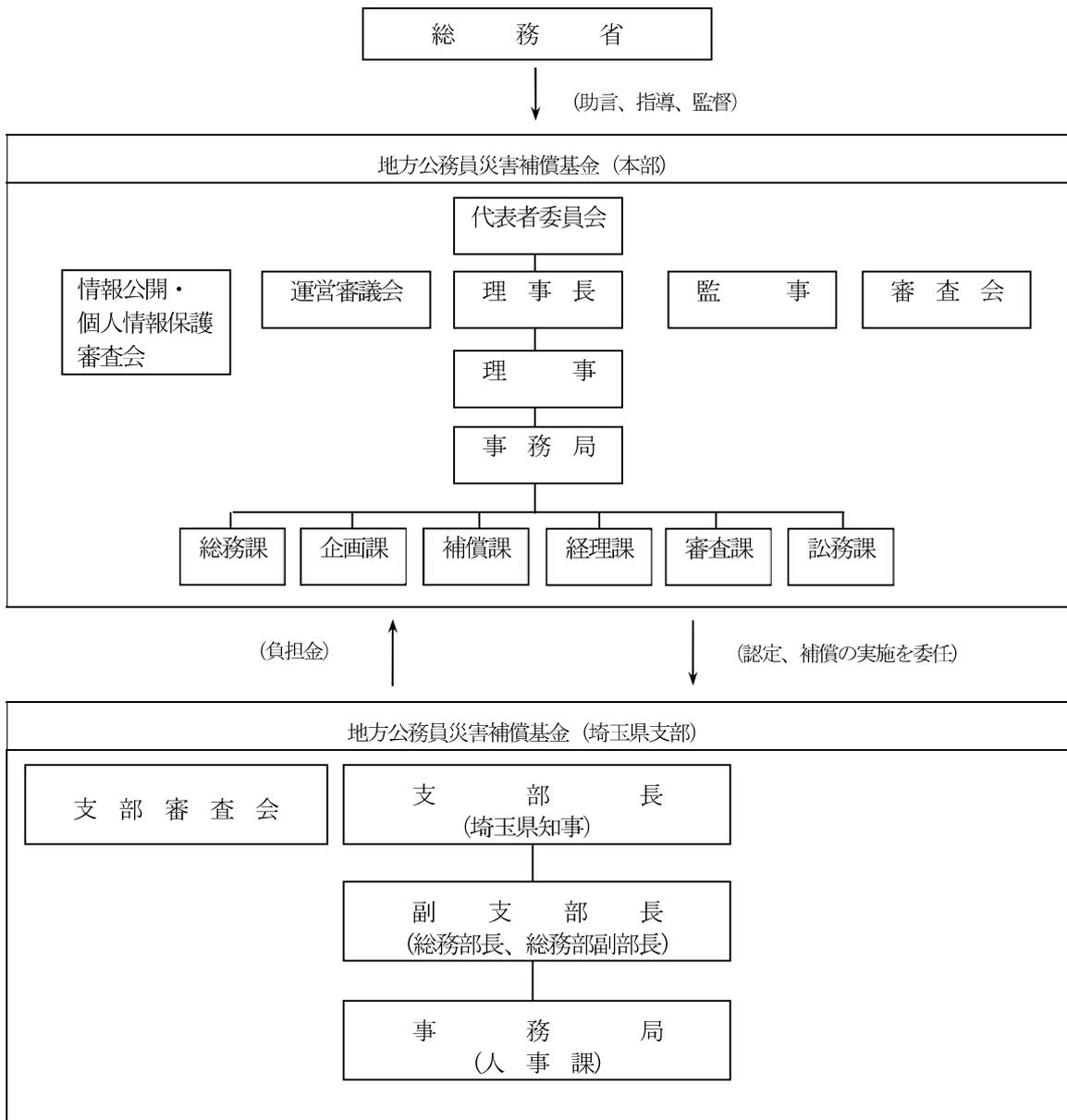
3 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償基金は、法によって設置された法人で、すべての職種の常勤の地方公務員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、これに対する補償の実施を、被災職員の属する地方公共団体に代わって行うものとされています。

本部は東京都に、各都道府県及び政令指定都市にはそれぞれ支部が置かれています。災害の認定、補償の決定及びその実施は、原則として各支部で行われます。また、その活動と補償の実施に必要な財源は、全国の各地方公共団体からの負担金で賄われています。

埼玉県支部については、埼玉県庁総務部人事課内に事務局が置かれ、支部長である埼玉県知事のもとに副支部長と事務局で組織されています。

基金の組織を図示すると、次のとおりです。



4 行政手続法の適用

地方公務員の災害補償の実施に当たっては、行政手続法（以下「手続法」という。）の趣旨を踏まえて次のとおり取り扱うこととなっています。

(1) 審査基準及び処分基準について

審査手続法は第5条及び第12条において、許認可、不利益処分等を行う際の具体的判断基準（審査基準、処分基準）（以下「審査基準等」という。）を定め、公表することを求めています。

災害補償制度における審査基準等については、基金本部が発出する通知等が該当し、地方公務員災害補償基金のホームページ（<https://www.chikousai.go.jp>）にて公開されています。

(2) 標準処理期間の設定

手続法は行政処分の迅速な処理を確保するために、第6条において標準処理期間を定めるよう努めることと規定しています。

災害補償制度における標準処理期間は次頁のとおりとなっています。

(単位：月)

補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等）	2	4	6
	当初の支給（不支給）決定（精神疾病）	2	6	8
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
障害補償	支給（不支給）決定			4
介護補償	当初の支給（不支給）決定			4
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
遺族補償 及び 葬祭補償	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	4	6
	支給（不支給）決定（精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	6	8

- (注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)（以下「施行規則」という。）第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいう。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害(通勤による災害を含む。以下同じ。)であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給(不支給)決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給(不支給)決定」の標準処理期間による。
- 4 障害補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。
- 5 介護補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれる。
- 6 遺族補償及び葬祭補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。
- 7 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものである。
- 8 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。

(3) 公務外の認定等の理由の提示

手続法は第8条及び第14条で、申請の拒否又は不利益処分を書面で行う際には、理由を書面で示すことを義務づけています。

(4) 情報の提供

手続法は第9条で、申請者の求めに応じ、審査の進行状況及び処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないと規定しています。

このような情報提供については、従来から当支部では行っており、また、各任命権者においても対応していただいていることと思いますが、手続法に規定されているということ念頭に置いて、今後も対応をお願いします。

なお、審査の進行状況とは、時間的、物理的意味で当該請求がどのような処理の段階にあるかという情報（例えば、任命権者から基金支部に送付された段階である、等）であり、処分の時期の見通しとは、時間的な観点からの情報（例えば、〇月△日頃決定する見込みである、等）です。

この情報の提供には、公務上外（支給不支給）の判断に係る見通しは含まれないので、留意する必要があります。

(5) 福祉事業の取扱い

福祉事業については、手続法の適用はありませんが、(1)から(4)の取扱いに準じて行うこととしています。

上記のような手続法の趣旨に沿った事務処理を行うに当たっては、任命権者（公務災害担当課）の協力が不可欠になってきます。

手続法の趣旨を十分に反映させることによって、被災職員の権利、利益の保護が図られていくこととなりますので、円滑な補償事務実施のために御協力をお願いします。

5 マイナンバーの提供を受ける際の任命権者における本人確認措置の実施について

任命権者は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、マイナンバー法）」上の「個人番号関係事務実施者」と位置づけられ、マイナンバー法第16条に基づく本人確認措置の義務が課せられています。請求者（被災職員等）からマイナンバーが記載された請求書等の提出があった場合には、各任命権者においてマイナンバー法第16条による本人確認を実施してください。